

長野市森林づくり・活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1 この要綱は、森林の総合的な整備及び整備によって生じた木材の搬出を促進し、健全な森林の造成及び木材の有効活用を図るため、林業団体及び林業を営む個人が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象森林 次にいずれかに該当するものをいう。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の区域内の土地の森林（同法第2条第1項に規定する森林をいう。以下同じ。）

イ 地域森林計画の区域外の土地のうち法律等による制約がない土地の森林

- (2) 林業団体 次に掲げるものをいう。

ア 森林組合

イ 林業事業体

ウ 森林整備に意欲のある森林所有者、地元住民等が共同で事業を行うために組織した団体

- (3) 間伐 森林の適正な密度管理のために行う伐採で、その樹冠を形成する立木の本数の10分の3以上の伐採をするものをいう。

- (4) 択伐 立木の収穫のために伐採区域の森林を構成する立木の一部について単木、帯状又は樹群を単位として行う伐採で、伐採区域の材積の10分の3以下（伐採後に人工造林により造林を行う場合にあっては、10分の4以下）の森林を伐採するものをいう。

- (5) 森林経営管理協定 市及び森林所有者の2者又は市、事業主体及び森林所有者の3者で、対象森林に係る10年間の経営方針及び管理計画について定めたものをいう。

(補助金の交付対象)

- 第3 補助金の交付対象となるものは、市長が適当と認める林業団体又は林業を営む個人（以下「事業主体」という。）とする。

(補助事業)

- 第4 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 間伐事業

対象森林で実施する間伐のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 事業を実施しようとする森林の林齢が11年生以上であること。

イ 事業を実施する土地（以下「施行地」という。）の面積が0.05ヘクタール

以上であること。

(2) 搬出事業

木材を対象森林から搬出し、活用する事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業。

ア 間伐事業及び択伐又は危険木処理事業によって発生した木材を搬出すること。

イ 搬出した木材を木材市場に出荷し、又は木材を取り扱う事業者の販売し、その数量を明確に示すこと。

ウ 択伐を行った森林が針葉樹林の場合は、伐採跡地に植林を行うこと。

エ 信州の森林づくり事業補助金交付要綱（平成27年26森推第 861号林務部長通知。以下「県要綱」という。）による補助金の交付の対象となる間伐事業に係る事業である場合は、県要綱による補助金の交付の対象となる材積の上限を超えて木材を搬出する部分に係るものであること。

(3) 植林事業

対象森林のうち、第2第1号アに該当するものの伐採跡地に苗木を植える事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 購入した苗木を使用すること。

イ 施行地の面積が0.05ヘクタール以上であること。

(4) 地ごしらえ事業

対象森林の植栽前の施行地において、苗木の生育環境をよくするため、草本やかん木等の除去又は整理を行う事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 当年度又はその翌年度までに植栽を行うこと。

イ 施行地の面積が0.05ヘクタール以上であること。

(5) 下刈り事業

対象森林に植栽された苗木の生育を妨げる植物を刈り払う事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 事業を実施しようとする森林の林齢が7年生以下であること。

イ 施行地の面積が0.05ヘクタール以上であること。

(6) 除伐事業

対象森林の保育対象木の生育を妨げる樹木を除去する事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 施行地の面積が0.05ヘクタール以上であること。

イ 保育対象木が1ヘクタール当たり1,000本以上であること。

(7) 枝打ち事業

対象森林の保育対象木の下枝を除去する事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 施行地の面積が0.05ヘクタール以上であること。

イ 1ヘクタール当たり1,000本以上実施すること。

ウ 保育対象木の樹高がおおむね4メートル以上8メートル以下で、かつ、打幅が2メートル以上であること。

エ 同一の施行地での事業の回数が2回以下であること。

(8) 危険木処理事業

対象森林において枯損木、傾倒木、破損木等の立木処理及び落下の危険がある倒木の伐採処理を行う事業

(9) 調査計画事業

対象森林の施業境界を定め、測量し、及び林況調査を行う事業のうち、事業の実施により森林経営管理協定の締結を行う事業

(10) 薬剤地上散布事業

森林病虫害による被害を防除する事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 松くい虫又は市長が別に定める森林病虫害を防除するものであること。

イ 市長が別に定める区域の森林又は施設において実施するものであること。

(11) 作業道開設事業

作業道を開設する事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 強じんな構造で、継続的に使用できる作業道を開設するものであること。

イ 完成後の作業道を土地の所有者又は事業者が維持管理すること。

ウ 作業道開設と一体的に計画されている森林整備を事業の実施年度又は当該年度の翌年度までに行うこと。

エ 補助対象となる作業道の幅員が4メートル以内であること。

(12) 獣害対策事業

森林の獣害を防止するために忌避剤を散布する事業のうち、次に掲げる要件を満たす事業

ア 施行地の面積が0.05ヘクタール以上であること。

イ 忌避剤を1ヘクタール当たり1,000本以上散布するものであること。

(補助金の対象経費及び補助率)

第5 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、労務費、資材費、機械器具損料その他補助事業に要する経費として市長が別に定める経費とする。ただし、作業道開設事業については、協議により補助対象経費を決定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に市長が別に定める事業量を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に、補助率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とする。

3 補助金の補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第6 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 森林経営管理協定の計画に則した事業を行っており、事業の実施後も当該協定に則した管理を行っていること（第4第2号エに該当する搬出事業を除く。）。

(2) 補助対象の事業について、他の補助金又は助成金等の交付を受けていないこと（第4第2号エに該当する搬出事業を除く。）。

(3) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助金交付年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(4) 施行地が地域森林計画の区域内で、枯木を除く立木の伐採を伴う事業を行う場合は、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書が提出されていること。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 補助事業の内容が長野市森林整備計画に適合していること。

(補助金の申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市森林づくり・活用事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 森林経営管理協定書(第4第2号エに該当する搬出事業及び調査計画事業を除く。)

(2) 施行地の位置図(縮尺 5,000分の1を基準とする森林計画図とする。)

(3) 市税の納付確認に関する同意書(様式第1号裏面)

(4) 事業量の根拠となる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(交付申請の取下げ)

第8 規則第5条第1項に規定する期日は、当該補助金の交付決定の日から起算して14日を経過した日とする。

(補助事業の内容の変更等)

第9 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市森林づくり・活用事業変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市森林づくり・活用事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第10 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市森林づくり・活用事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施行地の事業実施前、実施中及び実施後の写真

(2) 木材の搬出量を証明する書類(搬出事業に限る。)

(3) 購入した苗木の領収書の写し(植林事業に限る。)

(4) 森林経営管理協定書、施業界測量野帳及び森林調査報告書(調査計画事業に限る。)

(5) 購入した薬剤の納品書の写し(薬剤地上散布事業及び獣害対策事業に限る。)

(6) 実測図(事業の実施面積が1ヘクタールを超えるものは縮尺 3,000分の1を基準とし、1ヘクタール未満のものは縮尺 1,000分の1を基準とする。)及び測量野帳(事業の規模が面積で算出される事業及び作業道開設事業に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月25日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書)

- 第11 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市森林づくり・活用事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

- 第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成28年長野市告示第542号)

(施行期日)

- 1 この要綱は告示の日から施行する。

(長野市間伐対策事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 長野市間伐対策事業補助金交付要綱(平成13年3月30日告示第110号)は、廃止する。

附 則(令和2年長野市告示第168号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年長野市告示第154号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日においてこの要綱による改正前の長野市森林づくり・活用事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第7の規定により補助金の交付申請をしている旧要綱第4第3号に規定する植林事業の補助金の交付に係る手続については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則(令和5年長野市告示第205号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市森林づくり・活用事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に行われる補助金の交付申請について適用し、同日前に行われた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則(令和6年長野市告示第204号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年長野市告示第216号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市森林づくり・活用事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる補助金の交付申請について適用し、同日前に行われた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

別表（第 5 関係）

区分	補助率
間伐事業	10分の10以内
搬出事業	2 分の 1 以内
植林事業	10分の 8 以内
地ごしらえ事業	
下刈り事業	
除伐事業	
枝打ち事業	
危険木処理事業	
調査計画事業	
薬剤地上散布事業	
作業道開設事業	
獣害対策事業	

様式第1号（第7関係）

（表）

長野市森林づくり・活用事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

令和 年度において、長野市森林づくり・活用事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 補助事業の内容

施行地 （林小班）	（ 林班 小班 施業番号 ）		
	事業量（単位）	補助対象経費（円）	補助金（円）
事業区分			
合計			

2 実施期間

交付決定日から 年 月 日

3 関係書類

- （1）森林経営管理協定書（第4第2号エに該当する搬出事業及び調査計画事業を除く。）
- （2）施行地の位置図（縮尺 5,000分の1を基準とする森林計画図とする。）
- （3）市税の納付確認に関する同意書（裏面）
- （4）事業量の根拠となる書類
- （5）その他市長が必要と認める書類

(裏)
同 意 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市森林づくり・活用事業補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所
氏 名

印

様式第2号（第9関係）

長野市森林づくり・活用事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

令和 年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった令和 年度長野市森林づくり・活用事業を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前

施行地 （林小班）	（ 林班 小班 施業番号 ）		
	事業量（単位）	補助対象経費（円）	補助金（円）
事業区分			
合計			

変更後

施行地 （林小班）	（ 林班 小班 施業番号 ）		
	事業量（単位）	補助対象経費（円）	補助金（円）
事業区分			
合計			

3 その他

様式第3号（第9関係）

長野市森林づくり・活用事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

令和 年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった令和 年度長野市森林づくり・活用事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
- 4 その他

様式第4号（第10関係）

長野市森林づくり・活用事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

令和 年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった令和 年度長野市森林づくり・活用事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

施行地 (林小班)	(林班 小班 施業番号)		
	事業量 (単位)	補助対象経費 (円)	補助金 (円)
事業区分			
合計			

2 関係書類

- (1) 施行地の事業実施前、実施中及び実施後の写真
- (2) 木材搬出量を証明する書類（搬出事業に限る。）
- (3) 購入した苗木の領収書の写し（植林事業に限る。）
- (4) 森林経営管理協定書、施業界測量野帳及び森林調査報告書（調査計画事業に限る。）
- (5) 購入した薬剤の納品書の写し（薬剤地上散布事業及び獣害対策事業に限る。）
- (6) 実測図（実施面積が1ヘクタールを超えるものは3,000分の1を基準とし、1ヘクタール未満のものは1,000分の1を基準とする。）及び測量野帳（事業の規模が面積で算出される事業及び作業道開設事業に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第11関係）

長野市森林づくり・活用事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名

連絡先（電話）

令和 年 月 日付け長野市指令 第 - 号で確定のあった令和 年度長野市森林づくり・活用事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 送金先

ゆうちょ銀行 以外の金融機関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協						支店 支所 出張所						
	預金種別		口座番号（右詰めで記入してください。）										
	普通・当座												
ゆうちょ銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号（右詰めで記入してください。）										